

職員表彰選考基準

令和2年1月7日一部改正

就業規則第49条第1項第2号から第6号までの規定に基づき表彰する職員は、次に該当する者の中から選考する。

1 第2号該当者（善行等）

- (1) 国又は地方公共団体から善行について表彰された者又はグループの一員である者
- (2) 市町村以上を活動エリアとする団体から善行について表彰された者又はグループの一員である者
- (3) 職務以外のボランティア活動を10年以上続けている者又はグループの一員である者
- (4) その他施設長等が推薦する者

2 第3号該当者（優れた研究等）

- (1) 市町村以上をエリアとする研修会又は研究発表会等において研究発表した者又はグループの一員である者
- (2) 法人が主催する研究発表会において研究発表した者又はグループの一員である者
- (3) 福祉関係の雑誌等に研究等の内容が掲載された者又はグループの一員である者
- (4) その他施設長等が推薦する者

3 第4号該当者（災害防止等）

- (1) 警察又は消防関係機関等から防災等による感謝状贈呈又は表彰された者又はグループの一員である者
- (2) 災害時に人命救助を行った者又はグループの一員である者
- (3) その他施設長等が推薦する者

4 第5号該当者（処遇向上寄与等）

- (1) 施設長等が推薦する者

5 第6号該当者（その他）

- (1) 国及び地方公共団体の福祉に関する協議会等の委員となった者。ただし、法人内の役職により就任する場合を除く。
- (2) 職務以外の活動において、国レベルの大会で3位以内に入賞した者又はグループの一員である者
- (3) 職務以外の活動において、県又は地区レベルの大会で優勝した者又はグループの一員である者
- (4) その他施設長等が推薦する者

6 適用日

この基準は、平成18年4月1日から適用する。